

赤穂市子ども読書活動推進計画(第3次)

—(素案)—

赤穂市教育委員会

(令和7年11月現在)

目 次

第1章 子ども読書活動推進計画策定の趣旨等	1
1 計画策定の趣旨	1
2 国県の動向	2
(1)国の施策	2
(2)県の施策	2
3 推進計画の目標	3
4 計画の期間	3
5 計画の対象	3
6 計画の位置付け	3
第2章 子ども読書活動推進のための取組	4
1 家庭における読書活動の推進	4
(1)家庭の役割	4
(2)家庭での読書活動	4
2 学校・園所における読書活動の推進	5
(1)学校・園所の役割	5
(2)幼稚園・保育所での読書活動	5
(3)小学校・中学校・高等学校での読書活動	5
3 地域における読書活動の推進	6
(1)地域の役割	6
(2)地域での読書活動	6
4 図書館における読書活動の推進	7
(1)図書館の役割	7
(2)図書館での読書活動	7
第3章 計画推進体制などの整備と啓発	9
1 推進体制の整備・充実	9
2 広報の推進	9
3 関係機関及び団体との連携	10

第1章 子ども読書活動推進計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで欠くことができません。読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していくためには、幼少期からの発達段階に応じた読書活動を切れ目なく行うことが重要です。

しかしながら、令和6年11月、全国学校図書館協議会(全国 SLA)が全国で行った、第69回学校読書調査結果によると、その年の5月1か月間の平均読書冊数は、小学生(4～6年生)は13.8冊(前年比+1.2冊)、中学生は4.1冊(前年比△1.4冊)、高校生は1.7冊(前年比△0.2冊)でした。

5月1か月間に読んだ本が0冊である「不読者」の割合は、小学生は8.5%(前年比+1.5%)、中学生は23.4%(前年比+10.3%)、高校生は48.3%(前年比+4.8%)で、特に中・高校生の不読者が増加傾向となっています。

また、令和元年6月には、「学校教育の情報化の推進に関する法律」が制定され、GIGAスクール構想のもと1人1台端末の整備など、学校のICT環境が整えられていきました。子どもたちの学習環境の大きな変化の中で、これからのデジタル技術を活用した新たな読書活動が必要となってきました。

これら不読者の増加や、学校のICT化によって急速にデジタル環境が進展する中、子どもたちの読書活動を推進していくためには、家庭・学校園所・地域等の社会全体での取り組みが必要となり、それぞれの果たすべき役割が重要となります。また、子どもの発達段階に応じて、子どもたちが自主的、自発的に読書活動を進んで行うことが出来る読書環境を整備するためには、家庭・学校園所・地域等による相互協力体制の強化も必要となります。これらを踏まえた具体的な指針として、「赤穂市子ども読書活動推進計画(第3次)」を策定し、子どもたちが読書を通じて生きる力を育むことができるよう、取り組んでいきます。

2 国県の動向

(1) 国の施策

○「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第154号)が平成13年12月12日施行されました。子どもの健やかな成長に資することを目的とし、子どもたちが自主的に読書活動を行うことができるように、国・地方公共団体・事業者・保護者・関係機関(学校、図書館等)が読書環境整備の推進を行うこととしています。

○子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、第5次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(令和5年3月28日)が閣議決定されました。

これは政府がおおむね5年ごとに作成し、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針を示すものです。

計画期間 令和5(2023)年度から令和9(2027)年度 5年間

(2) 県の施策

○兵庫県が定めた「ひょうご子どもの読書活動推進計画(第5次)」(令和6年3月)が策定されました。県・市町(学校、社会教育施設等)、家庭・地域が一体となって、教育関係の公益法人、NPO(非営利団体)等の関係団体との連携を図りつつ、社会全体で子どもの読書活動を推進し、もって教育の向上に取り組むとしています。

計画期間 令和6(2024)年度から令和10(2028)年度 5年間

3 推進計画の目標

- (1) 子どもの発達段階に応じた、読書に親しむ機会の提供
- (2) 子どもの読書環境の整備・充実(ICTの活用も含む)
- (3) 社会全体での取組の推進
- (4) 子どもの自主的な読書活動の支援
- (5) 子どもへの読書活動に関する啓発

4 計画の期間

令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの5年間とします。

5 計画の対象

おおむね18歳以下(高校生以下)の子どもと乳幼児を持つ保護者を対象とします。

6 計画の位置付け

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第154号)、第5次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(令和5年3月)及び、「ひょうご子どもの読書活動推進計画(第5次)」(令和6年3月)に基づき作成します。また、「2030赤穂市総合計画」、「第2期赤穂市教育振興基本計画」との整合性を図ります。

第2章 子ども読書活動推進のための取組

1 家庭における読書活動の推進

(1) 家庭の役割

子どもの読書習慣を身に付けるには、まず最初に乳幼児期の家族生活のなかで、本を読み聞かせることから始まります。子どもと一緒に本を読むなど、親子がふれあい、信頼関係を育みながら、本と出会うきっかけをつくり、読書への興味を維持することがとても大切です。子どもにとって読書が「楽しい」ものである経験を積み上げていくためにも多くの本に出会う機会を提供していくことが必要です。

また、子どもの成長に併せて、身近な場所で子どもが読みたい本と出会うように、家庭内での読書環境づくりを推奨します。

① ブックスタート事業等の利用推進

「ブックスタート」は、毎月保健センターが実施している5か月児ベビーレッスン時に、全ての親子を対象として乳幼児期から本に親しむことの大切さを保護者に伝える図書館事業です。実施にあたっては、図書館司書が保護者に絵本や図書館で作成したブックリストなどを配布し、その主旨を理解していただくとともに、絵本の読み聞かせの方法や、絵本の選び方をアドバイスするなど、家庭での読書活動を支援しています。

プレゼントされた絵本を親子でひらいて見てもらい、読み聞かせが家庭での楽しい「体験」となることを望んでおります。

② 図書館や公民館等の有効活用

成長段階に併せて、子どもたちが様々な本への興味が湧いてくる状況になるよう家庭の中で誘導できることが望ましいです。

そのためには、多くの本を所有している図書館や公民館や児童館を利用して、子どもたちの好奇心をつないでいくことが有効です。

(2) 家庭での読書活動

保護者には、読書が知識を得るのみならず、協調性・共感性を育むために必要不可欠であることを、より一層理解していただき、子どもたちに途切れることなく読書ができる環境づくりを推進します。

- ・絵本や物語の読み聞かせ
- ・家読(うちどく)の実施
- ・家庭での読書環境の整備

2 学校・園所における読書活動の推進

(1) 学校・園所の役割

小学校・中学校・高等学校では、児童生徒の読書習慣の基礎を形成するうえで、非常に重要な時期となっています。子どもの発達段階や個人差に応じた読書を楽しむことのできる環境を整えることが必要です。そのため、学校図書館の図書資料を充実させ、より多くの図書に出合えるよう、その整備と充実に努めます。

また、学校と図書館が研修や情報交換の機会を設けるなど、双方の連携を密にし、児童生徒の読書活動の推進を図ります。

さらに、学校図書館を活用した教育活動や、学校における読書活動の中心的役割を担う人員の配置体制の充実が望まれています。

幼稚園・保育所では、活動時間に教職員や保育士のほか、読み聞かせボランティアや保護者会、PTA による絵本等の読み聞かせを日常的に行っています。

この時期、子どもたちは様々な言葉を覚えて理解し、急速に心が発達を続け、さまざまな出来事や周りにある多くのものへの興味や関心を持つようになります。

そこで、子どもたちに多くの絵本や物語に接する機会を与えて、それぞれのお気に入りの本を手にとってもらい、子どもたちの健やかな成長に寄与するよう努めていきます。

(2) 幼稚園・保育所での読書活動

幼稚園や保育所においては、絵本や児童書等の充実に努めるとともに、図書館の団体貸出サービスによる絵本や児童書等の活用を積極的に進めていきます。

また、教職員や保育士のほか、読み聞かせボランティアや保護者会、PTA による読み聞かせ活動を一層支援するとともに、子育てを支援する団体と読書活動に配慮した連携を推進していきます。

(3) 小学校・中学校・高等学校での読書活動

学校においては、学習指導要領の趣旨を踏まえ、言語活動の充実に図るため、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等において、目的に応じた多様な図書を学習活動へ積極的に活用するとともに、発達段階や個人差に応じた読書指導の推進を図ります。また、読書機会の一層の充実に努めます。

そのため、市内各学校で行われている全校一斉の読書活動のさらなる推進や家庭での読書機会を増やす取り組みを進めます。

また、休み時間など、児童生徒がいつでも読書ができるよう、学校図書館の図書を整備と充実に努めます。

さらに、学校図書館の補完的措置として、図書館から市内学校への団体貸出サービスを活用することにより、図書館蔵書を学習資料としての利用ができるように積極的に進めていきます。

【具体的な取組】

- ・全校一斉の読書活動の推進
- ・家庭と連携した読書習慣の形成
- ・図書館団体貸出サービスの活用
- ・「読書に親しむ」、「自主的に本を読む」などの読書環境づくり

3 地域における読書活動の推進

(1) 地域の役割

子どもは成長過程のほとんどを、生活している地域で過ごします。行動範囲の広がりとともに、子育て学習センター、児童館、公民館等の身近な場所で好きな本を子どもたちが自分で選んで出会えるようにするためには、地域の人々の協力が必要不可欠です。

(2) 地域での読書活動

子育て学習センターを中核としながら、親子や子どもを対象に、読書や読み聞かせなどの継続的なボランティア活動を展開し、身近な場所で読書活動ができる環境づくりに取り組みます。

児童館、公民館などの各施設の図書コーナーは、子どもが自然に本と出会う場所です。これらの施設においてさまざまな工夫をこらした読書サービスを行い、遊びや学びの生活の中で、楽しく読書活動が続けられるように整備を図る必要があります。

また、アフタースクールや各施設での読書活動を推進するため、読み聞かせや読書ボランティアの育成に努めます。

【具体的な取組】

- ・読書活動自主グループの育成・支援
- ・児童館(図書コーナー)、公民館図書室などの活用・推進、蔵書の充実
- ・読書活動ボランティアの新規募集

4 図書館における読書活動の推進

(1) 図書館の役割

図書館は、利用者が読書を楽しむだけでなく、さまざまな情報を得たり、読書活動に取り組んだりする場所であることから、生涯学習の中核的施設であります。

子どもたちが読みたい本を見つけて自由に選び、読書ができる環境を整え、読書活動のきっかけとなる機会を提供していくことが求められます。

そのため、図書館の環境整備と図書資料の充実に努めるとともに、子どもの読書活動の推進に関わるおはなし会、講座や読書イベントなどの事業を行っていきます。さらに学校園所や家庭、地域、ボランティアなど、関係団体と絶えず連携しながら、子どもの読書活動の推進を図っていく必要があります。

また、障がいのある子どもや日本語指導の必要な子どもへの読書環境の整備として、点字絵本のさらなる収集や外国語の絵本・児童書の収集に努めていきます。

(2) 図書館での読書活動

乳児(5か月児)と保護者を対象に、毎月1回ブックスタート事業を市保健センターで行っています。その後のフォローアップとして、乳幼児(0～2歳)とその保護者を対象とした絵本の読み聞かせ等を行う、「いないいないばあの会」を毎月1回図書館で実施しています。

土曜日ごとに、絵本の読み聞かせ、ストーリーテリングのおはなし会及びお楽しみ会(紙芝居や工作等)を開催し、子どもたちに読書活動に興味をもってもらえるように活動しています。また、学校園所の依頼により図書館司書が出向くおはなし会(出前講座)を実施しています。

月2回のキッズシネマ(上映会)や、手作り絵本の作成、塩の彫刻、茶道などが体験できる「夏休み教室」を毎年開催し、子どもたちが図書館に気軽に来てもらえるように実施しています。

引き続き子どもたちが自由に本に出会い、親しむことができるように優れた本の選択や、本の配置の工夫に取り組むとともに、適切な蔵書整備をしていきます。また、「赤穂市電子図書館」の電子図書活用促進にも努めます。

さらに子どもたちが、優れた良い本を選ぶことができるよう特設コーナーを設置したり、子どもからの疑問や質問に適切に答えたり、アドバイスができるよう、県立図書館等の関係機関と連携しながら職員の資質の向上を図ります。

【具体的な取組】

- ・児童向け図書 of 充実
- ・子どもからのレファレンス対応能力の向上
- ・電子図書館図書 of 有効活用
- ・読書記録通帳を利用したイベント of 実施
- ・学習に役立つ資料 of 学校への団体貸出

第3章 計画推進体制などの整備と啓発

1 推進体制の整備・充実

赤穂市子ども読書活動推進計画に基づいて、子どもの読書活動の推進に向けて、家庭・学校園所・地域等は連携を密にし、相互の協力体制の強化を図ります。

図書館においては、紙の図書だけではなく、電子図書のさらなる整備にも取り組み、インターネット接続環境があれば、子どもが自宅でも学校でも利用できるデジタル媒体を活用した読書環境の強化に取り組みます。さらに、図書館の蔵書整備と書棚拡充を図り、図書館サービスの充実や情報の発信に取り組みます。

また、学校園所や関係施設ならびにボランティアグループなど、関係団体へ図書館蔵書の貸出しを推進します。

学校園所においては、①図書館と連携し、団体貸出による図書の有効活用、②図書館と学校司書の連携強化、③学校図書館の児童生徒のための読書活動の場としての図書整備等に取り組んでいきます。

地域においては、子どもの読書活動を全体で支援するため、子育て学習センター、児童館、公民館など各施設での蔵書を充実するように努めていきます。

2 広報の推進

子どもの読書活動の推進にあたっては、子どもの保護者・学校園所・地域はもちろん、諸団体や社会全体にその活動内容を周知・啓発していく必要があります。

そのため、学校園所や図書館は、読書活動の推進に関する情報について、社会教育施設等へのちらしの設置やポスター掲示等のもとより、広報紙やホームページ及び市公式 LINE などの SNS を活用し、子どもの保護者や市民へ広く情報を発信するなど、広報の充実を図ります。

3 関係機関及び団体との連携

子ども読書活動の推進に関わる関係機関や団体などに、積極的に読書活動の啓発を行うとともに、必要に応じて交流や情報の交換ができる機会をつくり、計画を円滑に推進するためのネットワークづくりと連携を図ります。